採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号及び第二号に掲げるものにあっては総トン数三トン未満の船舶により行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。以下この条において同じ。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うもの、第三号に掲げるものにあっては農林水産大臣が別に定めて告示する海域及び期間において適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者の管理の下に日本船舶により行うものとする。

一　さおづり又は手づり（まき餌づりを除く。）による水産動植物の採捕

二　たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕

三　ひき縄づりによる水産動植物の採捕

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、総トン数三トン未満の船舶により行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものとする。

一　さおづり又は手づり（まき餌づりを除く。）による水産動植物の採捕

二　たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕

（新設）